**平成２５年（フ）第４２５号**
愛知県豊田市中田町西山19番地５　キングスコート豊田中田弐番館604号
債務者　古市恵美子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２５年（フ）第２８７号**
奈良県橿原市東坊城町416番地の１　５棟504号
債務者　杉垣　智恵（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第３１１号**
奈良県葛城市竹内287番地１　エバーグレース当麻305号、前住所奈良県葛城市尺土183番地６
債務者　福森　正幸
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第３１４号**
奈良県大和高田市旭北町５番17号
債務者　北垣戸　勉
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第３３１号**
奈良県香芝市旭ケ丘３丁目17番地１　イーストウイングⅣ101号
債務者　樽谷　知子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第３３２号**
奈良県香芝市旭ケ丘３丁目17番地１　イーストウイングⅣ101号
債務者　樽谷　成子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第３４９号**
奈良県北葛城郡河合町大字穴闇63番地13
債務者　中尾　英一
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第３５６号**
奈良県大和高田市大字奥田285番地４、前住所奈良県大和高田市大字吉井30番地28
債務者　植田　理英
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第１０５号**
山口県山陽小野田市大字小野田1868番地２
債務者　村田　君江
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２５年（フ）第１０６号**
山口県山陽小野田市大字西高泊1294番地31
債務者　大下　隆子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２６年（フ）第２号**
山口県宇部市新天町２丁目１番19号、従前の住所山口県宇部市東琴芝２丁目１番25号
債務者　山口　昭典
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２５年（フ）第４４２号**
鹿児島県鹿児島市南林寺町20番５号　ラッキーコーポ601号
債務者　古垣　勝明
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第４５７号**
鹿児島県西之表市古田881番地
債務者　黒﨑　友子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第４６６号**
鹿児島県鹿児島市樋之口町６番23号　梶山ビル204号
債務者　小屋敷文子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第４６８号**
鹿児島県鹿児島市吉野町1910番地９
債務者　長井　剛毅
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第８３号**
北海道岩見沢市日の出台７丁目２番１―301号　日の出台団地４号棟
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２５年（フ）第８４号**
北海道夕張郡長沼町東３線南２番地
債務者　和田　　明
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２５年（フ）第８５号**
北海道夕張郡長沼町東３線南２番地
債務者　和田　安子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部